



老振発0330第1号
平成24年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等の一部改正について

標記については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）、「居宅介護支援費の退院・退所加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る様式例の提示について」（平成21年3月13日老振発0313001号）、「指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて」（平成20年7月29日老振発0729002号）においてお示ししているところであるが、平成24年度介護報酬改定において、別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いあたっては遺漏なきよう期されたい。

○ 指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて（平成20年7月29日老振発第0729002号 厚生労働省老健局振興課長通知）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>指定訪問介護事業者及び指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請、変更の届出及び指定更新の申請（以下、「指定等」という。）については、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下、「施行規則」という。）第百十四条、第百三十一条、第百四十条の二及び第百四十条の十九の規定に基づき必要な事項を記載した申請書又は書類を当該指定等に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出することとなっているが、これらのうちサービス提供責任者の経歴に係る書類について別紙のとおり整理し、平成二十年八月一日から適用することとしたので通知する。また、御了知の上、管内市町村（<u>政令指定都市を含む。</u>）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>別紙</p> <p>指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所におけるサービス提供責任者については、「<u>指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等に関する基準について</u>」（平成十一年九月十七日付け老企第二五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において要件が定められ、施行規則第百十四条、第百三十一条、第百四十条の二及び百四十条の十九の規定に基づきサービス提供責任者の「経歴」に係る書類を提出することとされてきたところである。しかしながら、サービス提供責任者のうち介護等の業務に従事した期間をサービス提供責任者の要件に含んでいないものもあることからサービス提供責任者の「経歴」に係る書類については別表のとおり取り扱って差し支えないものとする。</p>	<p>指定訪問介護事業者及び指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請、変更の届出及び指定更新の申請（以下、「指定等」という。）については、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下、「施行規則」という。）第百十四条、第百三十一条、第百四十条の二及び第百四十条の十九の規定に基づき必要な事項を記載した申請書又は書類を当該指定等に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）</u>）においては、指定都市又は中核市の市長）に提出することとなっているが、これらのうちサービス提供責任者の経歴に係る書類について別紙のとおり整理し、平成二十四年四月一日から適用することとしたので通知する。また、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>別紙</p> <p>指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所におけるサービス提供責任者については、<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第五条第二項及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第五条第二項において、「介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者」であることとしており、「その他厚生労働大臣が定める者」とは、厚生労働省告示第百十八号に掲げる者であるという要件が定められ、施行規則第百十四条、第百三十一条、第百四十条の二及び百四十条の十九の規定に基づきサービス提供責任者の「経歴」に係る書類を提出することとしている。</u>しかしながら、サービス提供責任者のうち介護等の業務に従事した期間をサービス提供責任者の要件に含んでいないものもあることからサービス提供責任者の「経歴」に係る書類については別表のとおり取り扱って差し支えないものと</p>

別表

サービス提供責任者	「経歴」とみなす書類
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第二項に規定されている介護福祉士登録証の写し
施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修を修了した者	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三条に規定されている証明書の写し
施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する一級課程の研修を修了した者	施行令第三条に規定されている証明書の写し
施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する二級課程の研修を修了した者	施行令第三条に規定されている証明書の写し及び三年以上介護等の業務に従事期間の分かる書類

する。
別表

サービス提供責任者	「経歴」とみなす書類
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第二項に規定されている介護福祉士登録証の写し
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができるとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年十二月十五日厚生省令第四十九号）第二十四条第二項に規定されている書面の写し
施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修を修了した者	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三条に規定されている証明書の写し
施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する一級課程の研修を修了した者	施行令第三条に規定されている証明書の写し
施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する二級課程の研修を修了した者	施行令第三条に規定されている証明書の写し及び三年以上介護等の業務に従事した期間の分かる書類

